

# 子ども・子育て支援新制度における 利用調整について

平成26年8月28日

# 2号・3号認定子どもに係る利用調整について

## 1. 基本的な考え方

- 子ども・子育て支援新制度では、国会審議の際の法案修正により、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。

※ 参考:改正後児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項

第二十四条

- 3 市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

※ 二重下線部は法附則第73条第1項に読み替えられた部分。

(参考:読替前の児童福祉法第24条第3項。下線部は附則第73条第1項により、具体的に読み替えられた部分)

第二十四条

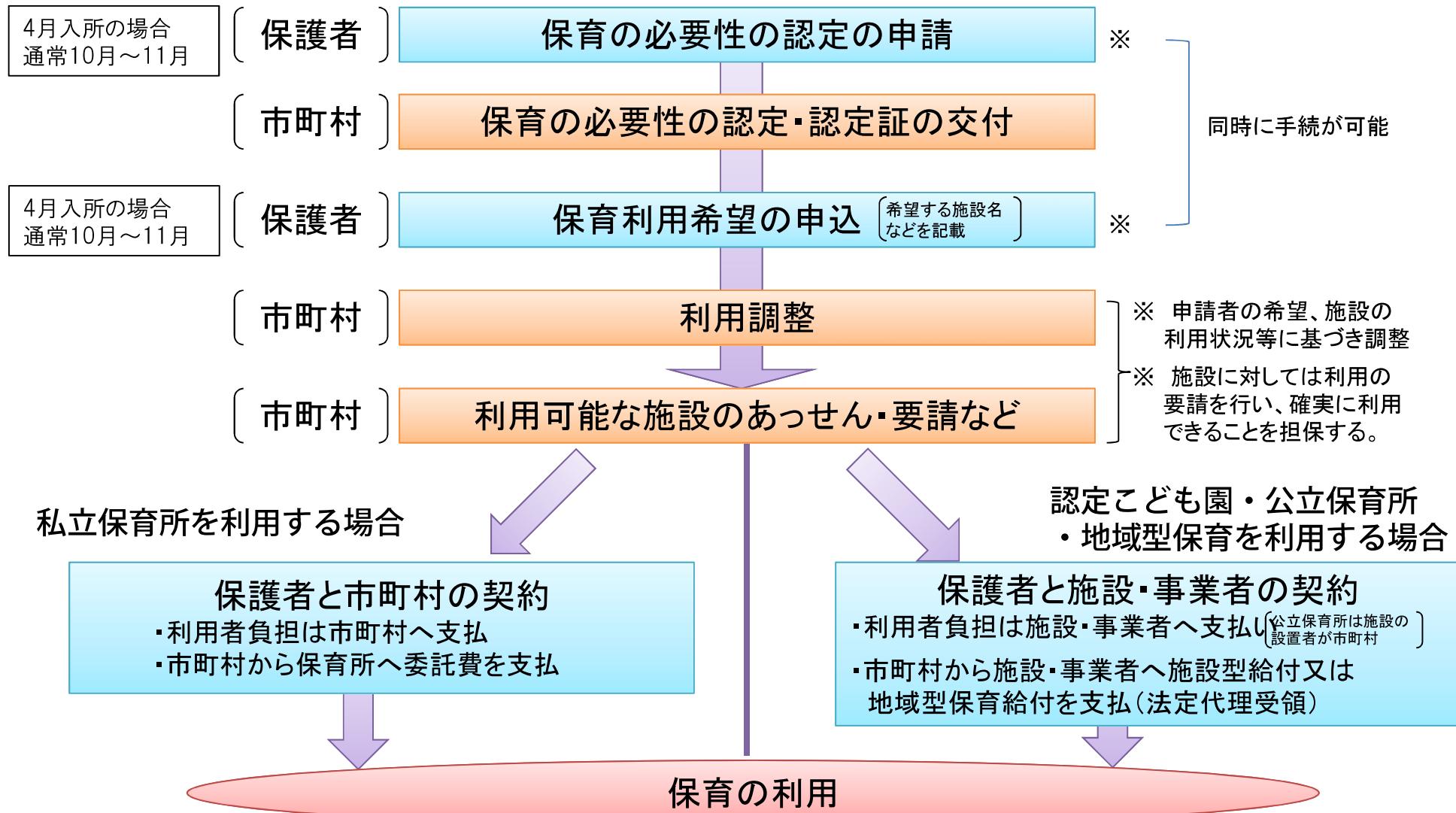
- 3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

- この「利用調整」の規定については、待機児童が多い自治体に限らず、すべての自治体の保育利用につき、利用調整をおこなうことが求められており、法案修正の結果、保育の実施義務を有する市町村に対し、保育利用の強い関与と調整を求めている規定となっている。

- 新制度においては、2号・3号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(特定教育・保育施設等)を利用するに当たって、
  - ①運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、
  - ②児童福祉法に基づき、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が利用調整を行う(特定教育・保育施設等には協力義務等が発生)
- こととしている。(運営基準第6条、第7条、第39条、第40条、児童福祉法第24条・附則第73条)
  
- 上記にあるとおり、保育所のほか、保護者との直接契約施設・事業である認定こども園及び家庭的保育事業等のいずれの施設・事業を利用する場合であっても、市町村の関与・調整を経て、保育の必要度に応じた利用、受入を行うことが前提となるが、それを踏まえた上で、法案修正の趣旨に反しない範囲で、保護者の希望・選択の自由の保障のあり方や特定教育・保育施設等の募集、契約方法を踏まえた利用調整の手続きの具体的な運用のあり方をお示しする。  
※ 現行の認定こども園を構成する私立認定保育所については、児童福祉法の特例により、私立認定保育所を通じて募集し、利用定員を超える応募があった場合、保育所が選考する仕組みを設けている

## 新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

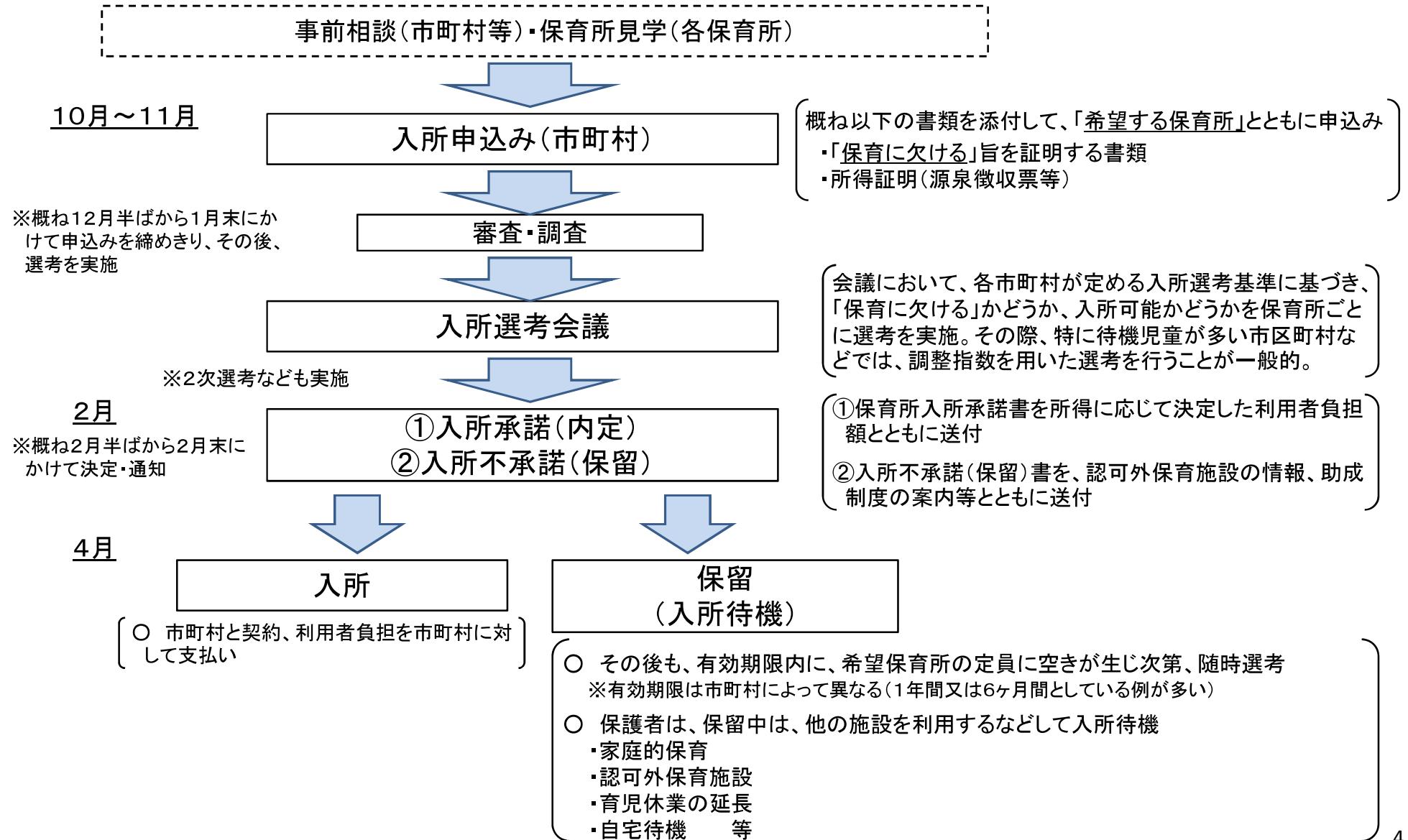
- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。（改正児童福祉法第73条1項）
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、利用者負担の徴収は市町村が行う。



(参考) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



## (参考) 保育の必要性認定・指標(優先順位)(イメージ)

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 <u>求職活動</u> 7 <u>就学</u> 8 <u>虐待やDVのおそれがあること</u> 9 <u>育児休業取得時に、既に保育を利用していること</u> 10 その他市町村が定める事由	<b>X</b> 1 保育標準時間 2 保育短時間	<b>X</b> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指標(優先順位)づけ

<保育標準時間>  
Aグループ(10点)  
Bグループ( 9点)

○○ ○○	□□ □□	△△ △△	□□ ○○
.....	.....	.....	.....

計 X人  
計 Y人

※ 保育短時間も同様

利用調整へ  
(次頁へ)

## 利用調整（選考）の基本イメージ①

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

### ①施設・事業所

- 1 A保育園(保育所)
- 2 B保育園(保育所)
- 3 C認定こども園(認定こども園)
- 4 D保育室(小規模保育)
- 5 Eキッズルーム(小規模保育)
- 6 F家庭的保育室(家庭的保育)



### ②希望順位

- 第1希望 A保育園
- 第2希望 C認定こども園
- 第3希望 D保育室



### ③申請者の指數 (ポイント)

#### 各施設・事業所の入所順位

<保育標準時間>  
A保育園

- ○○(第1希望) 10点
- □□(第1希望) 10点
- ◇◇ ◇◇(第1希望) 9点
- △△ △△(第2希望) 9点

- ⋮
- △△ ○○(第1希望) 10点
  - ○○(第2希望) 10点
  - ▲▲ ◇◇(第1希望) 9点

⋮

※ 保育短時間も同様

## 利用調整（選考）の基本イメージ②

A保育所

1歳児 定員12人 申込者13人

a : 第1希望 A保育所

10 (a1)
10 (a2)
10 (a3)
10 (a4)

10 (a1)
10 (a2)
10 (a3)
10 (a4)
10 (b1)
10 (b2)
10 (c1)
9 (a5)
9 (a6)
9 (a7)
9 (a8)
9 (d1)

b : 第1希望 B認定こども園 (X)

第2希望 A保育所

10 (b1)
10 (b2)

※B認定こども園に入所不可

c : 第1希望 B認定こども園 (X)

第2希望 C保育所 (X)  
第3希望 A保育所

10 (c1)
---------

※B認定こども園、C保育所に入所不可

d : 第1希望 C保育所 (X)

第2希望 A保育所

9 (d1)
--------

※C保育所に入所不可

第2希望、第3希望で入所できる施設・  
事業がない場合、更なる保育の受け皿  
の整備が必要となる

8 (a9)
8 (a10)
8 (a11)
8 (a12)
7 (a13)